

令和8年6月10日（水）
午前10時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

報告事項

報告第25号 市長からの意見聴取について

議決事項

議案第23号 寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について

議案第24号 「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

議案第25号 令和8年度寝屋川市立小・中学校校長、教頭・指導主事候補者の推薦について

署名人

荒木教育長

中村委員

5月・6月教育委員会一般事務報告

(5月21日～6月10日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
5	21	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	火	令和8年度管理職選考	校長、教頭・指導主事 論述選考	総合教育研修センター
	28	木	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
	30	土	市政感謝会	式典	アルカスホール
6	1	月	令和8年度第1回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第1委員会室
			令和8年度管理職選考	校長 面接選考	本庁2階 特別会議室1
	2	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			令和8年度管理職選考	教頭・指導主事 面接選考	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	4	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	水	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

6月・7月教育委員会行事計画書

(6月11日～7月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	17	水	6月市議会定例会（第1日）	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	19	金	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	25	木	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	30	火	6月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
7	1	水	6月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	2	木	6月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	3	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	大阪市
			校長役員会	7月校長会案件について	総合教育研修センター
	6	月	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟4階 第1委員会室
			北河内地区教育長協議会（～7日）	管外研修	埼玉県 戸田市
	8	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	木	6月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	10	金	中核市教育長会	総会、研修会	東京都 千代田区
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	22	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
			小学生サミット	各校の取組交流等	中央小学校
			中学生サミット	各校の取組交流等	友呂岐中学校
令和8年度第2回社会教育委員会 議			会議	議会棟5階 第Ⅲ会議室	
24	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	大阪市	

報告第25号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年6月10日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

議案第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市個人番号の利用に関する条例

第 1 条中「及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

別表第 1 (8)の項を削る。

別表第 2（市長 (1)の(1)の項、(2)の(4)の項、(10)の(3)の項、(12)の(3)の項、(14)の項、(19)の項、(21)の 2 の項、(26)の項、(31)の(3)の項及び(38)の項を除く。）中「外国人生活保護措置関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

別表第 2 市長 (1)の(1)の項を次のように改める。

(1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「昭和 29 年社発第 382 号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 市長 (2)の(2)の項中「地方税」の次に「(同法第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。）」を加え、同表市長 (2)の(3)の項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、同表市長 (2)の(4)の項中「又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表市長 (10)の(3)の項を削り、同表市長 (12)の(2)の項及び(3)の項を削り、同表市長 (14)の項を次のように改める。

(14) 削除

別表第2市長 (18)の項中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同表市長 (19)の項を次のように改める。

(19) 削除

別表第2市長 (20)の(1)の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表市長 (21)の2の項を削り、同表市長 (22)の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「(昭和39年法律第129号)」を加え、同表市長 (26)の項及び(27)の項を次のように改める。

(26)及び(27) 削除

別表第2市長 (31)の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務」に改め、同表市長 (31)の(2)の項及び(3)の項を削り、同表市長 (38)の項を次のように改める。

(38) 削除

別表第2市長 (46)の項中「外国人生活保護の措置に関する事務」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務」に改め、同表市長 (46)の(2)の項から(4)の項までを削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

改正案	現行
<p><u>寝屋川市個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用</p> <p>— に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる寝屋川市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前項に規定する場合に該当して特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>第6条 (略)</p>

改正案

現行

改正案		現行	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
市長	(1)~(7) (略) (削る)	市長	(1)~(7) (略) (8) 規則で定める生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(以下「外国人生活保護の措置」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
市長	(1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及	市長	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であって規則で定めるもの
			(1) 外国人生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護措置関係情報」という。)であって規則で定めるもの

改正案	現行
<p>び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	
<p>(1)の2 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(1) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>(1) 外国人生活保護関係情報____であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>

改正案		現行	
	<p>なる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>生活保護法</u>に よる保護の実施又は 就労自立給付金若し くは進学・就職準備 給付金の支給に関す る情報（以下「生活 保護関係情報」とい う。）であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支 援に関する法律（平 成6年法律第30号） による支援給付</p>		<p>なる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>に よる保護の実施又は 就労自立給付金若し くは進学・就職準備 給付金の支給に関す る情報（以下「生活 保護関係情報」とい う。）であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支 援に関する法律（平 成6年法律第30号） による支援給付又は 配偶者支援金（以下</p>

改正案		現行	
	<p>の支給に関する情報 (以下「<u>中国残留邦 人等支援給付関係情 報</u>」という。)であ って規則で定めるも の</p> <p>(5) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護関 係情報</u> であって</p>		<p>「<u>中国残留邦人等支 援給付等</u>」という。)の 支給に関する情報 (以下「<u>中国残留邦 人等支援給付等関係 情報</u>」という。)であ って規則で定めるも の</p> <p>(5) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって 規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> であって</p>
<p>(3) 児童福祉法による 肢体不自由児通所医 療費の支給に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による 負担能力の認定又は 費用の徴収に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(5) 予防接種法（昭和 23年法律第68号）に よる給付の支給又は</p>	<p>(3) 児童福祉法による 肢体不自由児通所医 療費の支給に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による 負担能力の認定又は 費用の徴収に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(5) 予防接種法（昭和 23年法律第68号）に よる給付の支給又は</p>		<p>(3) 児童福祉法による 肢体不自由児通所医 療費の支給に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による 負担能力の認定又は 費用の徴収に関する 事務であって規則で 定めるもの</p> <p>(5) 予防接種法（昭和 23年法律第68号）に よる給付の支給又は</p>

改正案		現行	
実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの	実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
	(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)
(6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 外国 ¹ 生活保護関係情報 ² であって規則で定めるもの	(6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 外国 ¹ 生活保護措置関係情報 ² であって規則で定めるもの
	(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)
(7) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 外国 ¹ 生活保護関係情報 ² であって規則で定めるもの	(7) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 外国 ¹ 生活保護措置関係情報 ² であって規則で定めるもの
	(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)
(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 中国 ¹ 残留邦人等支援給付関係情報 ² であって規則で定めるもの	(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 中国 ¹ 残留邦人等支援給付等関係情報 ² であって規則で定めるもの
	(5) 外国 ¹ 生活保護関係情報 ² であって規則で定めるもの		(5) 外国 ¹ 生活保護措置関係情報 ² であって規則で定めるもの

改正案		現行	
(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
	(2) <u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u> であって規則で定めるもの	(2) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの	(2) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	(3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの	(3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの
	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(11) (略)	(削る)	(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの
	(略)	(11) (略)	(略)
(12) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)	(12) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略)
	(削る)	(11) (略)	(2) <u>身体障害者福祉法</u> による <u>身体障害者手帳</u> 、 <u>精神保健及び精神障害者福祉</u> に関する <u>法律</u> による <u>精神障害者保健福祉手帳</u> 又は <u>知的障害者福祉法</u> (昭和35年法律第37

改正案		現行	
			号) に関する情報 (以下「障害者関係情報」という。) であって規則で定めるもの
	(削る)		(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(13) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらによる地基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	(13) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらによる地基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(14) 削除		(14) 公営住宅法 (昭和26年法律第193号) による公営住宅 (同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。) の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(15) 国民健康保険法	(1) (略)	(15) 国民健康保険法	(1) (略)

改正案	現行
<p>(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 削除</p>	<p>(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 知的障害者福祉法 ____による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変</p>
	<p>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>

改正案	現行
<p>(20) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法</u>による<u>身体障害者手帳</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>による<u>精神障害者保健福祉手帳</u>又は<u>知的障害者福祉法</u>に<u>いう知的障害者に関する情報</u>（以下「<u>障害者関係情報</u>」<u>という。</u>）<u>であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外国人生活保護関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>	<p>更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(20) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>障害者関係情報</u></p> <p>_____であって規則で定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>

改正案		現行	
(削る)		<p>(2)の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)による<u>配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) <u>外国人生活保護措置関係情報</u>であつて<u>規則で定めるもの</u></p>
	<p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)による<u>給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	<p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>による<u>給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) (略)</p>
	<p>(2) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u> (昭和39年法律第134号)による<u>障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律</u> (昭</p>	<p>(2) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u> (昭和39年法律第134号)による<u>障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律</u> (昭</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>であつて<u>規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u>であつて<u>規則で定めるもの</u></p>

改正案		現行	
	和60年法律第34号。 以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	和60年法律第34号。 以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	(24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
	(25) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要す	(25) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要す	(1)～(3) (略) (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

改正案		現行	
<p>費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(26) 及び (27) 削除</p>		<p>費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(26) 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(27) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(28) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>(28) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって</p>

改正案		現行	
規則で定めるもの	もの (5) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	規則で定めるもの	もの (5) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの
(31) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> による <u>支給</u> に関する <u>事務</u> であって規則で定めるもの	(1) (略) (削る) (削る)	(31) <u>中国残留邦人等支給</u> に関する <u>事務</u>	(1) (略) (2) <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの
(32) <u>介護保険法</u> による <u>保険給付</u> の <u>支給</u> 又は <u>地域支援事業の実施</u> に関する <u>事務</u> であって規則で定めるもの	(1)~(3) (略) (4) <u>中国残留邦人等支給</u> 関係情報 であって規則で定めるもの (5) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	(32) <u>介護保険法</u> による <u>保険給付</u> の <u>支給</u> 又は <u>地域支援事業の実施</u> に関する <u>事務</u> であって規則で定めるもの	(1)~(3) (略) (4) <u>中国残留邦人等支給</u> 関係情報 であって規則で定めるもの (5) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの
(33) <u>介護保険法</u> による <u>保険給付</u> の <u>支給</u> 、 <u>地域支援事業の実施</u> 又は	(1) <u>中国残留邦人等支給</u> 関係情報 であって規則で定めるもの	(33) <u>介護保険法</u> による <u>保険給付</u> の <u>支給</u> 、 <u>地域支援事業の実施</u> 又は	(1) <u>中国残留邦人等支給</u> 関係情報 であって規則で定めるもの

改正案		現行	
<p>は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>もの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>	<p>は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>もの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>
	<p>(34) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>
<p>(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>	<p>(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって規則で定めるもの</p>
	<p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>		<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって</p>
<p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって</p>	<p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人生活保護措置関係情報</u> であって</p>

改正案		現行	
<p>法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>	<p>法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>
	<p>(37) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(6) <u>外国人生活保護関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
<p>(38) 削除</p>	<p>(38) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(38) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) <u>住民票関係情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(2) <u>地方税関係情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する</u></p>

改正案	現行
<p>(39) (略)</p> <p>(40) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外国人生活保護関係</p>	<p>情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援助給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外国人生活保護措置</p>

改正案		現行	
(41) 寝屋川市ひとり親 家庭の医療費の助成 に関する条例による 医療費の助成に関す る事務であって規則 で定めるもの	係情報_____であって 規則で定めるもの (1)～(4) (略) (5) <u>中国残留邦人等支 援給付関係情報</u> で あって規則で定める もの (6) <u>外国人生活保護関 係情報</u> _____であって 規則で定めるもの	(41) 寝屋川市ひとり親 家庭の医療費の助成 に関する条例による 医療費の助成に関す る事務であって規則 で定めるもの	置関係情報であって 規則で定めるもの (1)～(4) (略) (5) <u>中国残留邦人等支 援給付等関係情報</u> で あって規則で定める もの (6) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> _____であって 規則で定めるもの
(42) 寝屋川市子ども医 療費の助成に関する 条例による医療費の 助成に関する事務で あって規則で定める もの	(1)～(3) (略) (4) <u>中国残留邦人等支 援給付関係情報</u> で あって規則で定める もの (5) <u>外国人生活保護関 係情報</u> _____であって 規則で定めるもの (略)	(42) 寝屋川市子ども医 療費の助成に関する 条例による医療費の 助成に関する事務で あって規則で定める もの	(1)～(3) (略) (4) <u>中国残留邦人等支 援給付等関係情報</u> で あって規則で定める もの (5) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> _____であって 規則で定めるもの (略)
(43) (略)	(略)	(43) (略)	(略)
(44) がん検診等の実施 に関する事務であっ て規則で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) <u>外国人生活保護関 係情報</u> _____であって 規則で定めるもの (略)	(44) がん検診等の実施 に関する事務であっ て規則で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) <u>外国人生活保護措 置関係情報</u> _____であって 規則で定めるもの (略)
(45) (略)	(略)	(45) (略)	(略)

改正案		現行	
(46) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務であって規則で定めるもの	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
	(削る)		(2) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
	(削る)		(3) <u>児童手当法</u> による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(削る)		(4) <u>介護保険給付関係</u> 情報であって規則で定めるもの
	(削る)		(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(削る)		(6) <u>母子保健法</u> による <u>養育医療の給付</u> 又は <u>養育医療に要する費用の支給</u> に関する情報であって規則で定めるもの

改正案		現行	
	(削る)		(7) <u>生活保護関係情報</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
	(削る)		(8) <u>児童扶養手当関係情報</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
	(削る)		(9) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> による <u>給付金の支給に関する情報</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
	(削る)		(10) <u>障害者関係情報</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
	(削る)		(11) <u>児童福祉法</u> による <u>小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報</u> であって <u>規則で定めるもの</u>
	(削る)		(12) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中</u>

改正案	現行
	<p>国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
(削る)	<p>(13) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
(削る)	<p>(14) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3 (第4条関係)

(削る)

改正案

現行		行	
情報照会 執行機関	事務	情報提供 執行機関	特定個人情報
市長	(1) 外国人生 活保護の措 置に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	教育委員会	(1) 学校保健安全 法（昭和33年法 律第56号）によ る医療に要す る費用につい ての援助に関 する情報であ るもの
教育委員会	(1) 学校保健 安全法によ る医療に要 する費用に ついでの援 助に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	市長	(1) 地方税関係情 報であつて規 則で定めるもの (2) 生活保護関係 情報であつて規 則で定めるもの (3) 外国人生活保 護措置関係情報 であつて規則で 定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

1.4款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 教育費国庫補助金	446,052	31,870	477,922
計	3,103,081	△ 53,493	3,049,588

区分	金額 千円		説明
都市再生整備計画事業費	31,870		都市再生整備計画事業補助
補助金		63,740	(補助基本額) 1/2

1.8款 繰入金

1項 基金繰入金

1 公共施設整備基金繰入金	611,261	△ 4,146	607,115
9 政策ファンド繰入金	260,000	△ 2,000	258,000
計	1,869,272	119,579	1,988,851

公共施設整備基金繰入金	△ 4,146		公共施設整備基金繰入金
政策ファンド繰入金	△ 2,000		政策ファンド繰入金

2.0款 市債

1項 市債

6 教育債	4,113,500	35,500	4,149,000
計	7,145,800	△ 50,600	7,095,200

義務教育施設整備事業債	6,900		小学校債
社会教育施設整備事業債	28,600		社会教育施設整備事業債

2 歳 出

8 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	財 源 の 他	内 訳
				国庫支出金 千円	地方債 千円	一般財源 千円
1 学校管理費	3,455,341	9,300	3,464,641	-	6,900	2,400
計	4,808,825	9,300	4,818,125	-	6,900	2,400

節 区 分	説 明 金 額 千円	事 業 概 要	要 千円
14 工事請負費	9,300	(綾屋川市だから学べる「綾屋川教育」)	
工事請負費	9,300	1 学校園施設管理業務に要する経費 第五小学校グラウンド内フェンス等設置工事	9,300

5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	1,396,230	63,740	1,459,970	31,870	28,600	3,270	-
				国庫支出金			
計	2,721,382	63,740	2,785,122	31,870	28,600	3,270	-

14 工事請負費	63,740	(学びによる市民文化の向上と発展)	
工事請負費	63,740	1 学習機会の充実に要する経費 生涯学習(多機能)施設整備事業の追加補正(工)	63,740

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和8年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 児童生徒学習用タブレット端末等 |
| 2 | 財産の概要 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等 5,475 台 |
| 3 | 取得目的 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等の更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 416,655,543 円
(内消費税及び地方消費税の額 37,877,776 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮 川 潤 一 |

議案第23号

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び
任命について

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会委員を委嘱及び任命するため。

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

経営に関する知識を有する者 1名

学識経験を有する者 1名

民生委員 1名

社会教育委員 1名

高齢者福祉活動を行う団体を代表する者 1名

福祉部長 1名

教育委員会事務局部長 1名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 <small>(寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則第2条第2項)</small>		氏名	経歴等
第1号	経営に関する知識を有する者	谷 友博 トモフミ	近畿税理士会枚方支部 研修担当副支部長
第2号	学識経験を有する者	久保 貞也 サダヤ	摂南大学経営学部経営学科 教授
第3号	民生委員	岩本 澄子 スミコ	寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
第4号	社会教育委員	茂上 文子 フミコ	寝屋川市社会教育委員会議 副議長
第5号	高齢者福祉活動を行う団体を代表する者	奥田 利幸 トシユキ	寝屋川市老人クラブ連合会 副会長
第6号	福祉部長	邑川 和之 ワカノ	福祉部長兼福祉事務所長
第7号	教育委員会事務局部長	藏守 利彦 トシヒコ	教育次長兼教育委員会事務局部長

3 任期

委嘱日及び任命日から寝屋川市立市民交流中核施設の指定管理者が指定された日まで

議案第24号

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続を実施するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」を公表し、パブリック・コメント手続を実施するため。

第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）について、
みなさんの意見を募集します。

ーパブリック・コメント手続ー

1 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）とは？

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことができないものです。

子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、『第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画』を策定します。

※資料は、中央図書館、市民情報コーナー、市立東・こども図書館、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。

2 意見の提出方法

(1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を有する人
- カ この案件に利害関係を有する人

(2) 意見の募集期間

令和8年7月1日（水）～令和8年8月3日（月）

※郵送の場合は、令和8年8月3日（月）必着とします。

(3) 提出方法

裏面の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。（中央図書館は毎週月曜日は休館日です）。

※提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※電話など口頭による意見の受付は行いません。

(4) 提出先・問い合わせ先

寝屋川市立中央図書館

〒572-0837 寝屋川市早子町 23 番 1 ー401 号

(アドバンスねやがわ 1 号館 4 階)

TEL : 072-800-3711 (直通) / FAX : 072-800-3712

e-mail : tosyokan@city.neyagawa.osaka.jp

(5) 提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。

※個々の意見に対して、直接回答はしません。

議案第25号

令和8年度寝屋川市立小・中学校校長、教頭・指導主事候補者の
推薦について

令和8年度寝屋川市立小・中学校校長、教頭・指導主事候補者の推薦をいたし
たく、教育委員会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

令和8年度寝屋川市立小・中学校校長、教頭・指導主事候補者を大阪府教育
庁へ内申するため。